

7 金融関係

ア 銀行

規制改革・民間開放推進3か年計画(平成18年3月31日閣議決定)における決定内容					
事項名	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
		平成16年度	17年度	18年度	
長短分離制度の在り方と銀行社債の発行制度の見直し (金融庁)	長短分離制度の将来について、また、銀行社債と金融債との間の発行制度のイコールフットイングの観点も踏まえつつ、銀行社債の商品性改善について検討し、結論を得る。	検討	検討	検討	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【金融関係】イに移行)
特定融資枠契約(コミットメント・ライン契約)の借主範囲の拡大 (法務省、金融庁)	コミットメント・ライン契約に係る手数料が利息制限法及び出資法上のみなし利息の適用除外となる借主の範囲については、利息制限法及び出資法の趣旨を踏まえつつ、中小企業(資本金3億円以下)に加え、地方公共団体、独立行政法人、学校法人、国立大学法人、医療法人、共済組合、消費生活協同組合、市街地再開発組合、特別目的会社(「証券取引法施行令(昭和40年政令第321号)第17条の2第2項第3号及び同条第3項に規定する有価証券を定める内閣府令」に定める有価証券を発行する法人並びにそれに準ずる外国法人)にも拡大することが可能かどうか検討する。	検討	検討	検討	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【金融関係】イに移行)
資産流動化に際しての信託宣言の許容 (法務省)	資産流動化に際しての信託宣言の許容に関して検討し結論を得、所要の措置を講ずる。		結論・ 法案提出		(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【金融関係】イに移行)
更なる信託スキームの活用に資する商事(営業)信託関連法制の見直し (金融庁、法務省)	更なる信託スキームの活用に資する商事(営業)信託関連法制の見直しを行う。		検討・ 結論・ 法案提出		(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【金融関係】イに移行)
信託法第58条の見直し (金融庁、法務省)	SPC法の特定持分信託に関して、信託法第58条の特例を設けることについて検討し結論を得る。		検討・ 結論・ 法案提出		(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【金融関係】イに移行)
業態間の相互参入 (金融庁)	業態間の相互参入について、現行の持株会社方式・子会社方式のほかに、ユニバーサルバンク方式も視野において、中長期的に検討を行い、結論を得たものから所要の措置を講ずるとともに、引き続き検討を行う。	平成16年度以降検討・結論(結論を得たものから逐次措置)			(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【金融関係】アに移行)

規制改革・民間開放推進3か年計画(平成18年3月31日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成16年度	17年度	18年度	
28 証券会社との弊害防止措置の見直し (金融庁)	証券会社の行為規制等に関する内閣府令(昭和40年大蔵省令第60号)第12条第1項第2号における適用除外となる有価証券の範囲の点検、非公開情報の授受に係る内閣府令の点検、電子情報処理組織の共有に係る内閣府令の点検、を実施する。			検討	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【金融関係】イに移行)
32 銀行子会社に対する信託兼営金融機関が営む併営業務の契約締結代理業務の解禁 (金融庁)	信託兼営金融機関が営む併営業務を受託する契約の締結の代理又は媒介について、銀行の付随業務として認められていることから、子会社業務範囲に含めることを検討する。			検討開始	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【金融関係】イに移行)
34 利益相反取引の受益者宛報告内容の見直し (金融庁)	個人情報保護法の趣旨に鑑み、信託契約において定められた条件に基づく利益相反取引についての受益者宛報告の内容について、多数の個人を相手方とする定型的な貸付取引等における実態やそのニーズを踏まえた上で、見直しを検討する。			検討開始	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【金融関係】イに移行)
35 受益者の定めのない信託の実現 (法務省)	有効期間を超えて存続できないものとする等、所要の規定を整備した上で、公益信託以外についても受益者の定めのない信託を有効とする。		法案提出		(法務省) 信託法案及び信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案を第164回国会に提出。両法案は、第165回国会で成立し(平成18年12月15日公布)、平成19年9月30日施行。 要望内容である受益者の定めのない信託の実現については、新信託法において、受益者の定めのない信託の制度を新設することにより措置。

イ 協同組織金融機関

規制改革・民間開放推進3か年計画(平成18年3月31日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成16年度	17年度	18年度	
信用金庫等による劣後債の発行 (金融庁)	自己資本の充実を通じた経営基盤の強化を図る観点から、協同組織金融制度の理念の範囲内での信用金庫等による劣後債の発行等の可否について検討する。	検討	検討	検討	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【金融関係】イに移行)
信用金庫の会員資格の見直し (金融庁)	信用金庫が地域経済において引き続きその役割を發揮する観点から、信用金庫の会員資格の資本金基準を引き上げることについて検討する。	検討	検討	検討	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【金融関係】イに移行)
会員の法定脱退事由の拡大 (金融庁)	信用金庫について、協同組織としての性格を踏まえつつ所在不明会員を法定脱退させるための制度の創設が可能か、検討する。			検討開始	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【金融関係】イ21に移行)

ウ 証券

規制改革・民間開放推進3か年計画(平成18年3月31日閣議決定)における決定内容					
事項名	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
		平成16年度	17年度	18年度	
金融サービス(投資)法制的横断化 (金融庁)	現行の証券取引法を金融商品取引法(いわゆる「投資サービス法」)に改め、投資性の強い金融商品を横断的にカバーできる投資者保護法制を構築する。 (第164回国会に關係法案提出)		法案提出	(施行は平成19年度予定)	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【金融関係】ウに移行)
証券決済の基盤整備のための国際私法上の手当て (法務省)	間接保有証券取引の準拠法に関する条約の成立を踏まえ、証券担保等の準拠法は、証券が物権的性格であろうと、債権的性格であろうと、投資家の権利が確認できる帳簿を有するカストディアン(証券を保管する業者)等の所在地の法によるとするなど、法例の特別規定を設けることについて引き続き法制審議会において検討し、結論を得る。	検討	平成17年度以降引続き検討・結論		(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【金融関係】ウに移行)
信託受益権の有価証券化及び振替制度の対象化 (法務省・金融庁)	信託受益権につき有価証券を発行できるようにすることについて、所要の結論を得る。		検討・結論 ・法案提出		(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【金融関係】ウに移行)
	また、仮に、信託受益権につき有価証券を発行することが可能であるとされた場合においては、振替制度の対象とすることについて検討し、所要の結論を得る。		検討・結論 ・法案提出		(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【金融関係】ウに移行)
有価証券指数先物取引の対象有価証券の範囲拡大 (金融庁)	株価指数先物取引の対象有価証券の範囲拡大を含むデリバティブ取引の定義の見直しについて、所要の措置を講ずる。 (第164回国会に關係法案提出)		法案提出	(施行は平成19年度予定)	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【金融関係】ウに移行)
証券取引法における「子法人等」の定義の改正 (金融庁)	証券取引法における「子法人等」等と他法令における「子会社」等の定義の相違については、それぞれの規制の趣旨等を踏まえて検討し、平成17年度中に結論を得る。 【金融機関の証券業務に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令(平成16年内閣府令第92号)】	一部措置済 (12月施行)	検討・結論		(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【金融関係】ウに移行)
証券取引法上の適格機関投資家の範囲拡大 (金融庁)	事業会社の適格機関投資家要件を緩和すること及び個人投資家を適格機関投資家の範囲に加えることについて、これまでに実施した措置による対象拡大の実情等を評価した上で結論を得、所要の措置を講ずる。		検討	検討・結論	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【金融関係】ウに移行)
適格機関投資家の申請手続の緩和 (金融庁)	更なる届出期間の見直しについては、本措置後の適格機関投資家に係る届出の動向や適格機関投資家になることを希望する者のニーズ等を踏まえ、平成17年度以降に検討する。	平成17年度以降検討			(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【金融関係】ウに移行)
SPCによる発行登録制度の利用の容認 (金融庁)	資産流動化証券についても、発行登録制度の利用を可能とすることについて検討する。	検討	検討	検討	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【金融関係】ウに移行)

規制改革・民間開放推進3か年計画(平成18年3月31日閣議決定)における決定内容					
事項名	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
		平成16年度	17年度	18年度	
投資法人の資金調達手段の多様化 (金融庁)	一定の条件下で投資法人のCPの発行が可能となるよう、所要の措置を講ずる。 (第164回国会に關係法案提出)		法案提出	(施行は平成19年度予定)	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【金融関係】ウに移行)
投資信託の統合のための規定の整備 (金融庁)	投資信託の統合について、投資家保護等に留意しつつ、信託法の改正の議論を踏まえ、検討を行い、結論を得る。		検討・結論・法案提出		(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【金融関係】ウに移行)
21 有価証券報告書の提出義務の緩和 (金融庁)	かつて有価証券の募集を行い、その後長期間にわたり有価証券を発行していない未上場・未登録会社に係る有価証券報告書の提出免除要件の拡大について、実態等を把握した上で結論を得、所要の措置を講ずる。 (第164回国会に關係法案提出)	検討	結論・法案提出	(施行は平成19年度予定)	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【金融関係】ウに移行)
28 外国で上場されている「外国投資信託」「外国投資証券」の国内販売における規制緩和 (金融庁)	一定の条件を付した上で外国発行者による事前届出義務等の規制を緩和することが可能となるよう、所要の措置を講ずる。 (第164回国会に關係法案提出)		法案提出	(施行は平成19年度予定)	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【金融関係】ウに移行)
29 財産の効率的運用に資するインターナショナル・クロス取引規制の緩和 (金融庁)	一定の弊害防止措置を講じた上で、パッシブ・ファンド等恣意的裁量の入る余地がない場合におけるインターナショナル・クロス取引を行う場合については、「個別の取引ごとの顧客の同意」を得るとの要件について検討を行う。		検討	検討	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【金融関係】ウに移行)

工 保 険

規制改革・民間開放推進3か年計画(平成18年3月31日閣議決定)における決定内容					
事項名	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
		平成16年度	17年度	18年度	
特別勘定に関する現物資産による保険料受入れ及び移受管の実施 (金融庁)	特別勘定において保険料の受入れ及び移受管を現物資産で行うことについて検討する。	検討	検討	検討	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【金融関係】エに移行)

規制改革・民間開放推進3か年計画(平成18年3月31日閣議決定)における決定内容					
事項名	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
		平成16年度	17年度	18年度	
保険契約移転時における移転単位の見直し (金融庁)	責任準備金の算出基礎が同一である保険契約の全部を包括して移転しなければならないとされている保険契約移転について、保険契約者間(移転する契約者と移転しない契約者)の公平と保険契約者の保護、保険会社の業務の健全な運営の確保の観点を踏まえ、責任準備金の公平な分割に留意しつつ、その一部での移転を可能とすることについて引き続き検討し、結論を得る。	検討	検討	結論	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【金融関係】エに移行)
保険契約の包括移転にかかわる手続の簡素化 (金融庁)	保険会社間の保険契約の包括移転において、移転先保険会社に与える影響が一定程度にとどまるような場合については、相互会社の取扱いや、株主や保険契約者の保護について検討した上で、移転先保険会社の株主総会等の決議を不要とするような措置を講ずることについて検討する。	検討	検討	検討	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【金融関係】エに移行)
銀行等による保険商品の販売規制の更なる緩和 (金融庁)	銀行等が原則としてすべての保険商品を取り扱えること、その銀行の子会社又は兄弟会社である保険会社の商品に限定しないことについて引き続き検討を行い、速やかに結論を得、所要の措置を講ずる。	結論を踏まえ措置	実施		(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【金融関係】エに移行)
生命保険の構成員契約規制 (金融庁)	行政改革委員会の意見を最大限尊重し、金融審議会において構成員契約規制の在り方について、結論を得るべく、引き続き検討を進める。	検討	検討	検討	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【金融関係】エに移行)
保険会社の保険業に係る業務の代理又は事務の代行を営む保険会社の子会社等による兼営可能業務の拡大 (金融庁)	「保険業に係る業務の代理又は事務の代行」を行う保険会社の子会社が、保険会社の子会社に認められている従属業務を兼営可能業務とすることについて、検討する。			検討開始	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【金融関係】エに移行)
保険会社の「保険業に係る業務の代理又は事務の代行」を行う子会社による証券仲介業の兼営 (金融庁)	当該業務の担い手の在り方や、業務範囲規制(本件子会社の業務が特に限定されていることを含む。)等の保険会社の子会社の業務の在り方を踏まえつつ、「保険業に係る業務の代理又は事務の代行」を行う保険会社の子会社が証券仲介業を併せ営むことの是非について、検討する。		平成17年度以降検討		(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【金融関係】エに移行)
従属業務子会社の収入依存度規制における収入依存先の拡大 (金融庁)	従属業務子会社の収入依存度規制における収入依存先について、保険会社の他業禁止の趣旨やグループとしてのリスク管理の観点を踏まえ、親会社との実質的一体性に留意しながら、子法人等及び関連法人等にまで拡大することとともに、保険代理店についてもこれに加えることについて検討する。	検討	検討	検討	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【金融関係】エに移行)

規制改革・民間開放推進3か年計画(平成18年3月31日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成16年度	17年度	18年度	
金融業を行う者の資金の貸付の代理又は資金の貸付に係る事務の代行の認可の撤廃を含めた見直し (金融庁)	保険会社が行う資金の貸付の代理又は資金の貸付に係る事務の代行については、貸付に係る具体的な業務等の内容を類型化した上で、そのうち個別の認可を不要とすることができるものはないか検討する。			検討	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【金融関係】エに移行)
保険会社本体による信託業務の代理又は事務代行の解禁 (金融庁)	保険会社の付随業務として「信託業務の代理又は事務代行」を加えることについて、当該業務の担い手の在り方や他業リスクの制限等の保険会社の業務の在り方を踏まえつつ、検討し結論を得る。	検討	検討	結論	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【金融関係】エに移行)
保険会社本体による投資顧問契約等の締結の勧誘 (金融庁)	保険会社本体を含めた第三者が投資顧問契約の締結の勧誘を行うことの是非について、投資家保護の観点や他の法令との整合性、他業リスクの制限等の保険会社の業務の在り方等に留意しつつ検討を行う。		検討開始	検討	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【金融関係】エに移行)
22 保険会社による銀行代理店事務支援業務の解禁 (金融庁)	保険会社が、銀行代理店を兼営する保険代理店を対象として、銀行代理店の事務支援業務を行うことについて検討する。			検討	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【金融関係】エに移行)
23 保険会社本体・子会社による証券仲介業者支援業務の解禁 (金融庁)	保険会社又は保険会社の子会社である証券仲介専門会社が「証券仲介業者事務支援業務」を行うことの是非について、当該業務の担い手の在り方や他業リスクの制限等の保険会社及びその子会社の業務の在り方を踏まえつつ検討する。		検討	検討	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【金融関係】エに移行)
25 保険会社の特定子会社(ベンチャーキャピタル子会社)の保有比率10%超投資対象企業の範囲等の拡大 (金融庁)	保険会社の特定子会社が10%を超えて投資できるベンチャー企業の範囲を拡大することについて、検討を行う。			早期に検討開始	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【金融関係】エに移行)
28 保険代理店の登録制度における特例措置 (金融庁)	また、一定期間後において、当該運用実施を踏まえ、個人代理店の店主死亡時の場合について、なお制度整備の必要があるかどうかについて、保険契約者の保護の観点に十分留意しつつ検討する。	平成16年度以降に検討			(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【金融関係】エに移行)

オ その他

規制改革・民間開放推進3か年計画(平成18年3月31日閣議決定)における決定内容					
事項名	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
		平成16年度	17年度	18年度	
サービス法の 見直し (法務省)	債権管理回収業の実情やニーズを把握するため、業界団体等からのヒアリング調査等の結果を踏まえて、取扱債権の範囲の拡大等、法改正を含めた検討を行う。	検討	検討	検討	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【金融関係】オに移行)
貸金業者からの 債権譲受に伴う書 面交付義務の緩和 (金融庁)	平成14年度において行われた貸金業に係る規制に関する実態調査を踏まえて、貸金業者からの債権譲受に伴う書面交付義務の緩和の可能性について引き続き検討を行う。	検討	検討	検討	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【金融関係】イに移行)
商品投資顧問業 者の資本金要件の 軽減 (経済産業省、 農林水産省)	商品投資顧問業者の最低資本金を見直すことについて、類似の制度である証券投資顧問業法との比較や投資家保護の観点を踏まえ、検討する。	検討開始	結論	措置	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【金融関係】ウ21に移行)
赤字・赤枠規制 の廃止 (金融庁)	投資顧問業法第14条、第15条に規定する書面の交付に関し、赤字・赤枠規制を廃止することについて、他の法令との整合性に留意しつつ、投資家保護の観点を踏まえ、検討を行う。		検討	結論	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【金融関係】ウに移行)
対内直接投資等 に係る事前届出業 種 (財務省、事業所 管官庁)	対内直接投資等に係る事前届出業種につき、諸外国との交渉状況や諸外国の外資参入規制等との関係を踏まえ、社会経済情勢に配慮しつつ、OECD資本移動自由化コードの我が国外資規制各業種を検討し、安全保障理由等以外の外資参入規制を最小限に抑えることを目指して、一層の自由化を促進する。 また、安全保障等関連業種については、OECD資本移動自由化コードにおいても規制が認められているものであるが、その対応につき検討を進め、一層の自由化を促進する。	逐次実施			(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【金融関係】オに移行)
恩給の支払 (総務省)	恩給の支払事務は、現在、郵便局で行われているが、恩給受給者の利便の向上のため、支払事務と併せ行われている窓口相談・債権管理事務が円滑に行われるための条件整備を始めとして、支払事務を民間金融機関においても行うことができるよう、結論を得て、金融機関等関係者のシステム整備を前提として、所要の措置を講じる。	結論		平成19年 10月以降 に実施	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【金融関係】オに移行)
税制に関する文 書回答制度の見直 し (財務省)	b 将来的には、仮定の取引に係るものについても、対象とすべきとの意見があるが、租税回避の悪用の可能性等に留意しつつ、対象とするか否かを含め、慎重に検討していく。	検討			(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【金融関係】オに移行)

規制改革・民間開放推進3か年計画(平成18年3月31日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成16年度	17年度	18年度	
税の質疑応答事例の公表等 (財務省)	b 海外企業や外国人からのアクセスにも対応するため、ホームページにおける法令解釈に関する情報について、英語版の充実も検討する。	逐次実施			(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【金融関係】オに移行)
23 若年退職給付の民間開放推進 (防衛省)	若年退職給付に関する業務については、基準に基づき決定された給付金の支給であり、裁量の余地はなく、十分なガイドライン化、マニュアル化等により民間による実施が可能であると考えられる。また、民間開放することで退職者に対するサービスの低下を懸念するとの意見もあるが、給付業務にノウハウを有する民間に任せることにより、むしろサービスの向上も期待し得ると考えられることから、若年退職給付業務の民間開放を推進する。		措置		(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【官業改革関係】エに移行)
27 国民年金保険料のクレジットカード決済 (厚生労働省)	国民年金保険料の納付率向上に向けて納付手段の一層の多様化を図るため、クレジットカード払いによる納付について、平成17年度中に結論を得て、速やかに所要の措置を講ずる。		結論、以降速やかに措置		(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【官業改革関係】エに移行)
30 国税のクレジットカード決済 (財務省)	国税の納付手段の一層の多様化を図るため、クレジットカード払いによる納付について、手数料負担の在り方等諸課題について検討し、平成18年度中に結論を得る。			結論	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【官業改革関係】エに移行)
34 ファクタリング業務に係る規制緩和 (法務省)	債権管理回収業に関する特別措置法(サービサー法)第2条に定める「特定金銭債権」の15号関係(ファクタリング債権関係)に、保証ファクタリング業務の保証履行債権を加える。			検討	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【金融関係】オに移行)